

平成31年3月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成31年3月18日（月）
会 議 場 所	市役所4階 委員会室
開 会 日 時	平成31年3月18日（月） 午後12時21分
閉 会 日 時	平成31年3月18日（月） 午後12時55分
委 員 長	金子 雄一
委 員 会 出 席 委 員	
委 員 長	金子 雄一
副 委 員 長	永沼 博昭
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 野本 恵司 矢島 洋文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	菅野 博子 加藤 久子 羽鳥 健 阿部 慎也 田中 克美 矢部 一夫 金澤孝太郎 潮田 幸子 頓所 澄江 橋本 稔 川崎 葉子 坂本 国広 諏訪三津枝 芝寄 和好

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 5 号	鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を 改正する条例	原案 可決

委員会執行部出席者

(総務部)

総務部長 根岸 孝行

総務部副部長 山崎 勝利

総務課長 木村 勝美

総務部参事兼職員課長

藤崎 秀也

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 沼上 勝

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開会 午後 1 2 時 2 1 分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。坂本 晃委員と矢島洋文委員  
をお願いいたします。

はじめに、執行部から発言の申し出がありましたので、許可します。

(総務部長) それでは、一言述べさせていただきます。まずは、当委員会における議案第 5 号鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の議案審議にあたりまして、委員の皆様にご迷惑をおかけしたことに対しまして、重く受け止めるとともに、改めまして深くお詫び申し上げます。また、条例に規定されております様式につきましては、すみやかに確認し、報告をさせていただきます。今後は、このような事案の再発防止につとめ、法令遵守を徹底してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

(委員長) 次に、議案第 5 号ですが、去る 3 月 6 日、7 日に開催した委員会において、質疑、討論の終結後、採決については、定足数に達してないため、決定することができませんでしたので、本日、改めて採決したいと思います。

(何事か声あり)

(中野委員) 先ほど、委員長からありました、委員会条例第 1 5 条第 2 項で、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったとあるが、招集の請求の期日は何日ですか。

(事務局副課長) 期日は本日 3 月 1 8 日となっています。以上です。

(中野委員) その場合、詳しいことは委員会条例に書いていませんが、一般的にこういったものについては、当然請求した委員の連名によって署名、その上でなおかつ何で委員会再開をするのかということについては、書面をもってやるのが普通なのですが、その点どうなのですか。

(委員長) 事務局、説明をお願いします。

(事務局副課長) 読み上げさせていただきます。

平成 3 1 年 3 月 1 8 日

政策総務常任委員会 委員長 金子雄一様

政策総務常任委員

坂本 晃委員、野本恵司委員、永沼博昭委員、矢島洋文委員

委員会招集請求書

次の事件について、政策総務常任委員会を招集されるよう委員会条例第15条第2項の規定により請求します。

事件 議案第5号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例という趣旨になっております。以上です。

(中野委員)いま、請求について文面でちゃんと出ているということで、事務局が読み上げたので、これについては、書面で出すということで問題ないのですが、ただ請求をした委員の方ね、なぜ私個人には来ていないのですよ、どういう意味なのですか。私も政策総務常任委員会のメンバーの一人です。それについて、しかるべき相談があった上で、それで書面に署名するかしないかは本人の判断ですよ。そういうのがなかったということは、どういう意味合いですか。今の4名の方に聞きたいですよ。どういう意味合いですか。少なくとも、私と竹田委員が入っていないということは事実明らかになった。なぜなのですか。各委員に聞きたいですよ。私も政策総務常任委員会の委員の一人です。もっと言わせていただければ、もう1つ。6日、7日の採決と委員長が言った時に、6人全員が大会議室から出ました。その時の状況と、今日の4名が請求した状況に何の変化があったのですか。では、あの時、皆さん何で外に出たのですか。少なくとも、それは条例を無視している、条例にないものを平成27年から新入職員に宣誓書を書かせた。そのことが条例違反、刑法の第155条なり、あるいは文章を作ったことについては、偽証公文書作成ですよ。刑法第156条に抵触するということを、委員会では、私しつこく申し上げました。だから、そのことによって、皆さんあの時退場したのではないのですか。そのことと今日の状況が、どのように変化をしているのですか。各委員にお聞きしたいです。それともう1つ、なぜ私と竹田委員にその旨の相談が事前になかったのか、この2つ。

(委員長)これは、各委員に説明してもらおうことでよろしいですか。

(何事か声あり)

(委員長) 委員長としては、前回の委員会から10日以上経過してきて、それぞれ疑問点とか調査等しているということで、個人からの請求でございますので・・・。

(中野委員) もう1つ加えさせていただきたいのですが、あの時、各委員は承知していたと思うのですが、当然皆が出た時に、これは審議未了だと、事務局も言っていました。したがって、20日を過ぎれば、会期が終われば、自動的に廃案になるということは、皆さん承知していたのですよ。承知していて、なぜ18日、今日になって、そういうふうになったのか。しかも、私と竹田委員にはその旨の連絡はない、相談ない。どう経過を考えても、不思議でしようがない。だから聞きたいということなのです。

(委員長) 個人の意見、理由ですね。

(野本委員) まず、委員会が前回開かれて、それから我々も会派として、いろいろと議論をしてみいました。調査もしてみいました。その点が1つの理由。それから、審議未了のままですと、議会でその後扱えない、要するに委員会には、議会に諮問してある議案を報告する義務があるということから、委員会を開催することをお願いをしたということです。あと、委員会条例によって、過半数の人数で開催ができるという部分で、4人いればよいということで、この4人で提出させていただいたということです。以上です。

(坂本委員) 私も同じ会派でございますので、野本委員と同じ考えでございます。

(矢島委員) 私もこの議案が上程されて、中身を見させていただいて、この条例案そのものについては、誰も異論がないと。まず、不完全な宣誓書があると、目の前にあると。これを正しいものにするんだと。これを一刻も早く、やるべきだということについては、皆異論はなかった。その意味については、できるだけ早く正しい形にすべきではないかと、私は思っていました。先日の委員会の中での総務部長の答弁で、こういったことをしているということは、他の条例にも、言い方は悪いですけども、勝手に運用している部分があるのではないかと委員から

の質問がございました。それについては、即調査をすべきではないかということに関して、総務部長からは、私としては前向きな答弁ではなかったと、私は判断をしました。そのことから私としても、その段階でこの条例案に対して、採決するのは自分としても、なかなか判断できなかったと。全部襟を正して、これ以外については一切そういったことはない、もしくはこういったものがある、というのを出していただいた上で、判断ができないと思ったから棄権をしました。その後、先ほども言いましたように、私は一刻も早く正しい形にすべきだということですので、総務部長にも話をさせていただいたりしたわけですが、そういう中で前向きな全部やるという、先ほどもお答えいただきましたけれども、やるということでしたので、今回の開催について賛成をいたしました。中野委員と竹田委員にお話がなかったということに関しては、そう言われてしまうと誠に申し訳ないとしか言いようがないのですけれども、先ほど野本委員からもお話があったように、4人で開催できるということから、そういうことになったのかなと、私としても推測させていただいています。私はただ1点、一刻も早くこれを正しい形にしたいという思いからだけです。以上です。

(永沼副委員長) 前回の審議の中で、私も棄権をさせていただきました。矢島委員が言われたのとほぼ同じなのですけれども、総務部長の質問に対する答弁が、少しあいまいというか不完全な感じでとらえたものですから、棄権をさせていただきました。その後、会派でいろいろ相談しながら、総務部長からも今回はっきりした答弁というか訂正か分かりませんが、そういうものが出てくるのかなということで、4人の方たちが開催の趣旨を募ったということで、私も賛同させていただきました。ただ、竹田委員と中野委員に対して、お話できなかったということについては、ただただ申し訳なかったなというふうに思っています。

(中野委員) 今ね、皆さんの意見を聞いて、そこに皆さんね、総務部長から詳しい話を聞いたと。どこでどう聞いたか知りませんが、少なくとも私と竹田委員には、そんな話は総務部長から全くございません。

(何事か声あり)

(中野委員) 今、聞いたのだから。署名する前に聞いたから、署名したと言っているのだから。その前に私たちはそんな話は聞かされていません。そうするとやはり執行部としては、委員によって差別をするのかというのが1つ。今1つ、お聞きしたいのは、少なくとも先ほど状況の変化があったのかと言うとないわけですね、今日と7日の日ね。あの時、私はだいぶ執行部に提言したでしょ。この問題は、市役所で作る条例については、何の反対もすることではないよ。ただ少なくとも、議会と執行部は条例にどうこうというのは、一番重要な神聖なるものですよ。だから、いったん議案を取り下げて、そして今条例にあるものと、条例にかけていない作ったもの、これを一度出して、議案として。それで認められれば、今度は今まで条例になかったものが、条例で認められたわけだから。それで、今回の最終のあれにやって、議案をかけなさい、審議しなさいと。そうすれば、何ら問題とすることではない、文章も別段反対する理由が何にもないのであります。しかし、それを怠った、取り下げないと執行部ががんとやってきた。そうすると、逆に聞きたいのは、7日に私が提案したことを拒否してきているわけですよ、執行部は。しかも、偽証公文書の作成ということ、皆さんどう思うのですか。これを許すことなのですよ、ここで採決してね、今の議案を例えば賛成すれば、現に使われていた平成27年4月から職員に書かせていた、条例にない誓約書、これを行為を含めて認めることになるのですよ、そうではないですか。だって、議案は現行の条例との改正が出ているのですから。今まで使われていたものは、どこにも載っていない。今回この議案をもし賛成するとなれば、それすらも認める。偽証公文書の作成そのものを認めるということにつながると思うのです。先ほど言ったように、取り下げてやり直しなさい、と言ったのをやらない。その上で4人が委員会開催を要求したということは、しかも採決するか分かりませんが、採決結果によって、これが賛成で通ったということになれば、偽証公文書作成を認めたと、これは幫助になるのですけれども、そういうことを6日、7日にも言ったでしょ。だから、刑法の関係で言えば、重大な問題なのだけれども、そのことを承知の上で、皆さん委員会を開いて、採決がど



うなるか分かりませんが、開いてやるという決断、そこまで覚悟を決めてやっているということでもよろしいでしょうか。

(野本委員) 我々こうのす自民は、会派で議案調査をその後も続けてきましたので、その結果開催してもらいたいということでございます。

(「と言うことは、覚悟しているということだよね。」という声あり)

(矢島委員) 結論から言うと、そういう話になるのかもしれませんが、それが刑法に抵触するかどうか、申し訳ないですけれども、私は専門家ではないので、この場で法律違反というのは、申し訳ないですけれども、機関で判断していただきたいと。そういう中で、執行部は条例にない文言を使った宣誓書については、顧問弁護士に聞いたところ、無効ではないという判断をした。これも本当かどうかは、私は判断できませんので、もしそれが疑わしいというのであれば、しかるべきところで判断いただくしかないのかなと、そういうふうに考えております。以上です。

(委員長) 今ね、質疑、討論まで終わったのですけれども、ちょっと討論みたいな場面になってしまいましたけれども、これで・・・。

(「閉じちゃうの」との声あり)

(委員長) 閉じちゃいますよ。先ほど、申し上げましたけれども、今回申し出があったので、それについて許可して、発言してもらって、それについて付属として、今そういう意見があったので、どうしてもということであったから・・・。まだありますか。

(竹田委員) だって今ね、皆さんからなぜ委員会を開いて欲しいところまでは、そういう思いというのは分かりましたけれども、では、具体的に会派で独自に調査したと言っていましたよね。独自に調査した内容について、何ら委員会の中では、明らかになっていませんよ。具体的にこういうことが、明らかになったと、だから委員会を開いてくださいということでもありますけれども、委員会なのでから、1回は皆さんね、棄権した訳だから、あの時の棄権とその後調査活動をしたと、では調査活動をして、どういうことが分かったと、その辺を具体的にね、示していただかないと、分からない。それが1点と、先ほど中野委員が、委員として差別するのかと執行部に聞いたのですけれども、その答えがない。

(委員長) 調査結果ではないのですけれども。それだけ・・・

(竹田委員) だっておかしいじゃない。真実がね、何にも明らかになっていないのにも関わらず、他の皆さんが委員会を開いて欲しいというふうに申し入れた。では真実を、皆さん語ってください。何が真実だったのか。この場でもし採決するとすれば、何が真実で・・・。だって、この前の時には、4年前にどういうことかよく分かりませんと、答えたのですよ。委員会として、そのように答えているのにもかかわらず、個人会派としてね、調べたから分かったというふうなことは、では委員会は何なの、その時に棄権したのは何なの、というふうになるじゃないですか。だから、ちゃんと委員会として、どうするかということね、私は明らかにすべきだと思います。では、あの時にとった態度は何だったのか。と問われますよ。

(矢島委員) 先ほど、私お話させていただきましたけれども、調査と言いましても、総務部長の姿勢について、納得がいかなかったということで、これだけ信頼を失っている中で、全部を調査しなさいと。そのことに対して、後ろ向きな答弁だったので、信頼回復するためには、全件調査は絶対必要だろうと、私は思っていたものですから、それを約束してくれない限りは、やはり採決はできないということに関して、総務部長が全件調査をすると、当然その結果について公表もするという事ですので、それだったらということで、私は今日に臨んでいるわけです。あともう1点なのですけれども、いろいろ聞かれるのはやむを得ないのかもしれませんが、非難されるのは執行部であって、こういうことをやったのは。ぜひ、議案そのものについて、審議をしていただけたらと思います。当然、私の足りないところがたくさんあるかもしれませんが、今回の件については、非難されるのはあくまでも執行部側ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員長) これは確かに委員会だから、委員が執行部とのやりとりの中で、それで解決することなので、今の話の中で、そういうふうな個人的な考えのもとに、みんな動いて、それで今回、開催に至ったわけですから、ここの場でああだこうだと言う場でもないと思うのですよ。だから、

ここで収めたいと思うのですけれども。よろしいですか。

（竹田委員）ちょっと変です、おかしいよ。だって、さっき委員会の場では、ごめんなさいね、部長も前向きなご答弁がなかったからというふうなことで棄権したとおっしゃいましたけれども、その後前向きな答弁があったから、委員会と言うけれども、では個別に話して前向きならば、よいのかとなり、では委員会は何なんだということに、逆に言えばなりますよ。委員会の時には、前向きではなかったけれども、後でごめんねと個別に話したら、こういうふうにしますというふうにするような関係になってしまったら、では委員会は何なの、議会は何なのということになると思う。だから、逆に言えば、委員の皆さんは、議会が一番神聖な場所だし、そこで答えたことが会議録に残るのですよ。だから個別に行って、前向きに答弁されたから、それでいいよとなったら、議員は何なの、会議録も残さないままなあなあになりますよ。そういう議会だから、私はしつこく、議員の皆さんそれでいいのですか、と言っているわけ。だったら、さっきのね、独自に会派として調査した結果、明らかになった真実を教えてください。明らかになったと言ったでしょ、さっき野本委員が。会派として引き続き調査をしたと。調査した結果、明らかになったと。だからその真実は何だったのですか、納得するような事実が出てきたのですかと。4年前のものは、資料がなくて分かりませんと、委員会の中では答えていたのですよ。独自に調査するのは大事だと思いますけれども、それをやっぱりこの委員会のものにしなかったら、駄目だと思うのです。執行部は、逆に言えば、委員会の中ではよく分かりませんでした、個別に調査に行ったら、教えますというふうになってしまったのかどうか。真実を明らかにするべきだと思います。

（野本委員）もともと私どもは同じことが繰り返されないということを確認して、委員会の中で過去のことについて、総務部長から謝罪があったということ踏まえて、今後このようなことがないようにすることで、我々賛成していこうという考えはありましたので、そういうことを踏まえて、調査の中で、いつになってしまうのか分からないようなあいまいなことではなく、直ちにやっていただけるといようなお話をされてい

たということを議案調査の中で確認をしました。以上です。

（竹田委員）分かりました。今後、同じことが繰り返されないということが、総務部長の口から個別の議案調査の中で言われたから、ということですね。私の解釈はそういうふうを受け止めましたから、それでよろしいのですね。だから逆に言えば、4年前のものについては、委員会の中で審議をして、一切過去の経緯については分からないけれども、それは今後繰り返されないと、ということが前提だと、ということによいのですか。私がなぜかと言うと、同じことを繰り返さない最大の根拠は、その教訓から学ぶことなのです。何が問題の本質だったか、ということ明らかにしないまま、同じことを繰り返しませんと言えるわけないですよ。だから、真実を明らかにしなさいと、言っているけれども、事実経過については、分からない。ということは、過去の問題はよく分からないけれども、これからやりますよということではね、砂上の楼閣のようなね、決定をこの委員会でしてよいのか。真実が明らかになって、どこか問題だったのか、そこを反省の上でこうしますというものがない限り、私は駄目だと思う。だから、真実を明らかにしてくださいと言ったの。

（委員長）竹田委員、野本委員からではなくて、執行部から答えていただいて、結論づけたいと思います。

（何事か声あり）

（総務部長）前回の委員会の中で、委員からの指摘がありまして、検討という言葉を使わせていただいたのですけれども、私も自信がなかったものですから、条例が何百本もあるわけですね。当然それはあるのですけれども、私としてはそういう意味ではなくて、当然委員会が終わった後で、全部調査しようと思っています。今回、一言時間をいただきまして、言わせてもらったのですけれども、全件の条例、様式にかかるものについては、調査させてもらいます。それで、差異があれば、当然委員が言ったように条例改正という手続きをさせていただきますので、ご理解をいただければと思います。

（委員長）いろいろ意見の場となってしまいましたけれども、質疑、討

論まで終わってしまして、採決ということでございますので、これより採決いたします。

(何事か声あり)

(中野委員) 今回改める宣誓書については、反対する気持ちは全くありません、賛成です。だけど、少なくとも偽証公文書、平成27年から使っていた、条例改正もせず、このことは私は絶対に許さない。議会を全く無視している。ということを上申するので、採決の際は、私は出ます。それだけ申し上げます。

(委員長) そのことについては執行部も、重々反省をして、対処していただければと思います。

(何事か声あり)

(竹田委員) 部長がびっくりするような事態が起きていることから、大変な思いで自信がなかったから、ああいうふうにおっしゃったということは、心情的にはよく分かります。ただし、これから調査させていただきます、とおっしゃいましたけれども、調査をした結果、こういうことでしたと、いうことを本来委員会に報告することが、私本来だと思うのです。その結果、同じことを繰り返させないということであって、前回の委員会で申し上げたとおり、この条例を改正することは、より正確な文言にしたり、平成をなくすということだから、何ら問題はないと思っていますけれども。今の話を伺って、調査させていただくのだけれども、とにかく通させてくれというところに、私は執行部としての姿勢が問われるかなと思うものですから、やはり調査した結果がこうでしたと、その結果どうぞ皆さん、再び同じようなことを繰り返しませんから、よろしくと言うのであったら、物事分かりますよ。そこをもう少しちゃんとしていただきたい。真実を明らかにしていただいてから、私は採決に加わりたいと思います。

(総務部長) 先ほど冒頭で、全件を確認し、報告させていただきますと、いう話はさせていただきましたので、当然委員会にも報告をさせていただきます。どれが違うのかと報告をさせていただきますして、条例改正なり必要な手続きをしますという意味で、冒頭発言させていただいたので

すけれども・・・。

（竹田委員）委員会にということは、今日が18日でしょ、20日で会期が終わってしまう。20日で会期が終わってしまっ、後は私たちの任期は4月30日までですけれども。ということは、部長の発言の中には、また執行部から市長名で要請をして、こういうことでしたと。ということで、政策総務常任委員会を改めて開いていただくと、ということで、委員会にという認識だったのですか。

（総務部長）私の方では、今回の議会の中ではもう報告できませんので、各部に調査をかけますので、次回の委員会という形になると思いますけれども、それはもう議会の開催される時に、報告はしたいと思っています。

（委員長）これより採決をいたします。採決は挙手で行います。議案第5号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。これをもちまして、政策総務常任委員会を閉会いたします。なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願います。ご苦労さまでした。

（閉会 午後12時55分）